

第 2 7 7 回香川県内水面漁場管理委員会  
及び公聴会議事録

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

## 第277回香川県内水面漁場管理委員会及び公聴会議事録

1. 開催年月日 令和6年12月16日  
委員会：10時20分～11時13分  
公聴会：10時40分～11時10分  
(委員会中に開催)

2. 開催場所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階大会議室

### 3. 出席した委員

会 長	一 見 和 彦
委 員	竹 内 英 樹
〃	岡 田 幸 憲
〃	石 田 隆 幸
〃	宮 本 礼 子
〃	木 村 晃 子
〃	長 田 美 絵
〃	小 山 輝 己
〃	青 木 定 信
〃	香 西 真 吾

### 4. 関係列席者(水産課、事務局)

水 産 課 長	柏 山 浩 史
漁業調整室長兼事務局長	植 田 豊
室長補佐兼事務局次長	藤 原 宗 弘
室長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
副 主 幹	小 林 武
主 任	湯 谷 篤
主 任	秦 正 樹
技 師	丸 山 俊 輔

## 5. 議事事項とその結果

### 委員会

第1号議案 「内水面漁場管理委員会の会長及び会長代理の互選について（協議）」

会長に一見委員、会長代理に岡田委員が互選された。

### 公聴会

公述すべき案件「内水面漁場計画の変更について」

公述人なし

### 委員会

第2号議案 「内水面漁場計画の変更について（諮問）」

諮問された内容について、公聴会後に諮問を行い、適当である旨、答申することに決定した。

第3号議案 「香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について（諮問）」

諮問された内容について、適当である旨、答申することに決定した。

第4号議案 「うなぎ稚魚漁業許可の公示について（諮問）」

諮問された内容について、適当である旨、答申することに決定した。

第5号議案 「内水面の採捕許可について」

内容について、事務局が説明した。

## 6. 議事のあらまし

第22期香川県内水面漁場管理委員会の最初の会となることから、桑原農政水産部長のあいさつの後、委員及び事務局職員の紹介を行った。その後、柏山課長が議長となり、議事録署名委員に岡田委員と長田委員を指名して、第1号議案の議事を進行した。会長に一見委員、会長代理には岡田委員が互選された。一见会長が挨拶した後、以後の議案については議長となり、議事を進行した。公聴会において公述人なし。

〔小林副主幹〕

本来は会長が本委員会を招集するものですが、今回は、会長及び会長代理が不在でありますので、漁業法施行令第15条で準用する同施行令第14条1項の規定により、今回は知事が招集いたしました。従いまして、会長が選任されるまで

は、慣例により、県の方で議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。では柏山課長お願いします。

〔柏山課長〕

水産課の柏山でございます。慣例によりまして会長が選出されるまでは、会の進行をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(一同、賛成)

〔柏山課長〕

議事に入ります前に、議事録署名委員を、私から指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(一同、賛成)

〔柏山課長〕

それでは、岡田委員と長田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは議題に入ります。

第1号議案の香川県内水面漁場管理委員会の会長及び会長代理の互選について上程いたします。会長及び会長代理の選出方法について事務局からご説明いたします。

〔小林副主幹〕

(資料1に基づいて説明)

〔柏山課長〕

事務局より、内水面漁場管理委員会についてご説明をさせていただきました。今後4年間よろしくお願いいたします。会長と会長代理の選出方法について、委員の皆様方何かご意見等ございましたらお願いします。どのような方法で選出すればよいでしょうか。お諮りいたします。

〔竹内委員〕

会長は、前期に引き続き、一見委員にお願いしたいと思います。会長代理は、岡田委員にお願いしたいと思います。

〔柏山課長〕

ただいま竹内委員から会長に一見委員、会長代理に岡田委員をという提案がございましたが、他にご意見がございますか。

(一同、意見なし)

〔柏山課長〕

特にないようですので、竹内委員よりご提案がありました、会長には一見委員、会長代理には岡田委員を選出するというのでよろしいでしょうか。

(一同、賛成)

〔柏山課長〕

皆さんご賛同いただいたということで、会長には一見委員を、会長代理には、岡田委員に決定したいと思います。それでは、一見会長は議長席にご移動をお願いします。一見会長、就任のごあいさつをお願いします。

〔一見会長〕

今期は新しく小山委員と香西委員が就任されました。皆さんのご協力をいただきながら進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、「内水面漁場計画の変更」に関する公聴会を開催したいと思います。事務局から内容について説明をお願いします。

〔小林副主幹〕

(資料2-1に基づいて説明)

〔一見会長〕

10時40分から11時10分までが、公聴会の開催時間ということでございますので、11時10分までの間に、公述人がいらっしゃった場合は、改めて公聴会を再開して、意見を聴くことにし、それまでの時間を活用して委員会の議事を進めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(一同、賛成)

〔一見会長〕

それでは、委員会の議事を続けさせていただきます。第2号議案「内水面漁場計画の変更について(諮問)」は公聴会終了後に諮りますので、第3号議案「香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について(諮問)」を事務局から説明願います。

〔秦主任〕

(資料3-1、3-2に基づいて説明)

〔一見会長〕

これにつきまして、ご意見、ご質問等ありませんか。

(一同、意見なし)

では特になさいますので、香川県漁業調整規則の一部を改正する規則については適当である旨、答申したいと思います。

続きまして、第4号議案「うなぎ稚魚漁業許可の公示について(諮問)」事務局から説明をお願いします。

〔丸山技師〕

(資料4-1、4-2、4-3に基づいて説明)

〔一見会長〕

これにつきまして、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

〔丸山技師〕

先ほど説明申し上げました火光利用たも網の許可の公示について補足します。21ページの操業区域、一番最後に綾川新開潮止堰(別添図6のとおり)について、添付を忘れておりますが、その図は昨年と同様で変更ございません。

〔一見会長〕

資料20ページの制限措置の漁業時期が2月1日から翌年の4月30日までになっていますが、許可の有効期間は2月1日から翌年の1月31日までですけれども、この期間の違いはどういうことでしょうか。

〔丸山技師〕

4月30日以降の漁期終了後に、例えば許可を受けている者から他の者に、承継等をする際に、有効期間を1年間持たせて、手続きを簡易にできるようにしているものです。

〔一見会長〕

その間、許可されたものというわけですね。その他何かありますか。

(一同、特になし)

〔一見会長〕

それではお認めいただいたということで、うなぎ稚魚漁業許可の公示については適当である旨答申したいと思います。

続きまして、第5号議案「内水面の採捕許可について」事務局から説明をお願いします。

〔丸山技師〕

(資料5に基づいて説明)

〔一見会長〕

何かご意見等ありますでしょうか。

(一同、特になし)

〔一見会長〕

では、お認めいただいたということで、処理したいと思います。

〔丸山技師〕

先ほどの資料5ですけど、個人情報が入っているため、会議終了後、事務局で回収させていただきますので、机の上に置いていただければと思います。

〔一見会長〕

まだ5分ありますので、一応時間までは待つということで、「その他」について何かありますでしょうか。

〔小林副主幹〕

次回の開催ですけども、年明けの3月に予定しておりますので、よろしくお願ひします。

〔一見会長〕

それでは、私から、先月の11日、12日に出席した、西日本ブロック会議の概要について報告します。議事等につきましても、委員会でも、何点かお諮りした点がありましたが、特に水産庁への要請のところ、一部沖縄県から追加があり、非常に軽微なもので、認められました。その他の議案に関しては、特に大きな変更はありませんでした。話を聞いていまして、本日知事の話にもありましたが、やはり、どこの県もカワウに困っているということを改めて感じました。何とかしたいのだが、なかなかその対策が追いつかないといった話を、どの県もされてきました。2日目に島根県の内水面関連の視察で、早朝からシジミ漁を視察しましたが、かなり漁業者が減っており、シジミに対する取組みを中心に説明を受けたのですが、漁獲量、漁獲サイズ、操業時間の制限等、漁獲管理を徹底することで、何とか漁獲量を保っているという感じでした。瀬戸内海の漁獲量は、1980年代の後半ぐらいから、どんどん減少しているわけですが、それが内水面の宍道湖でも全く同じ時期に同じことが起きているということです。何か大きな要因が関わっているのだらうと思いました。

ここで、11時10分を過ぎました。公聴会の公述人は、いらっしゃいませんでしたので、これで公聴会を閉じたいと思います。

それではここで、第2号議案「内水面漁場計画の変更について（諮問）」事務局から説明をお願いします。

〔藤原室長補佐〕

（資料2-1、2-2に基づいて説明）

〔一見会長〕

ありがとうございました。これまでも何度も説明いただいていた内容ですが、改

めて資料に目を通して何かご意見はございませんか。

(一同、意見なし)

[一見会長]

それでは、適当である旨答申したいと思います。

これで、第 277 回の委員会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

[ 1 1 時 1 3 分 終 了 ]

上記は、第 2 7 7 回香川県内水面漁場管理委員会及び公聴会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 一 見 和 彦

署名委員 岡 田 幸 憲

署名委員 長 田 美 絵